

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則
 (電子サービス推進室)

○埼玉県災害救助法施行細則の一部を改正する規則
 (消防防災課)

○埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則 (警務課)

○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (総務給与課)
 ○職員に任用に関する規則の一部を改正する規則 (任用審査課)

○特定非営利活動法人の設立に係る公告

○川越比企振興(東松山事務所) 地籍調査の成果の認証

○自動車税データエントリー業務 (土地水政課)

委託に関する入札公告

(税務課)

○自動車取得税等データエントリー業務委託に関する入札公告 ()

○彩の国資源循環工場整備事業に係る事後調査書についての知事の意見の内容に関する公告 (温暖化対策課)

○坂戸都市計画生産緑地地区の変更 (みどり再生推進室)

○大規模小売店舗の変更に關する告示 (商業支援課)

○大規模小売店舗(既存店)の変更に関する告示 ()

○ヨーネ病畜の発生 (畜産安全課)

○測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)

○雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)

○雨水流出抑制施設の告示

(河川砂防課)

○鷲宮町西大輪特定土地区画整理事業の事業計画の変更認可 (市街地整備課)

○越谷都市計画下水道の変更 (下水道課)

○開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課)

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消告示 (税務課)

○県道鴻巣羽生線の供用の開始 (北本県土)

○建築基準法に基づく道路の位置の指定 ()

○一般国道二百五十四号の区域の変更 (川越県土)

○県道川越北環状線の区域の変更 ()

○県道川越上尾線の区域の変更 ()

○県道鯨井狭山線の区域の変更 ()

○建築協定 (飯能県土)

○(東松山県土) 公告

○開発行為に関する工事の完了公告 ()

○一般国道百四十号の区域の変更 (秩父県土)

○県道秩父上名栗線の区域の変更 ()

○開発行為に関する工事の完了公告 (行田県土)

○県道春日部久喜線の区域の変更 (越谷県土)

○開発行為に関する工事の完了公告 (杉戸県土)

○埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課)

○技能教育のための施設の指定 (高校教育指導課)

○技能教育のための施設の廃止 ()

○埼玉県公安委員会が所管する行政手続等のうち情報通信の技術を利用する告示(交通規制課)

○自動車及び原動機付自転車の運転免許に係る申請書、変更届及び申込書の提出日時及び場所に関する公安委員会告示の一部改正 (運転免許課)

○公職選挙法に基づく選挙運動に関する収支報告書要旨の公表 (選管委)

ける選挙人名簿登録者数の五分の一、三分の一の数等

(選管委) 二四

○裁決手続開始の決定

(収用委員会) 二五

規則

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十三日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第九号

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十八年埼玉県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の項の次に次のように加える。

旅館業法施行条例(昭和三十三年埼玉県条例第十四号) 第五条第三号ヲ

別表第一の一埼玉県屋外広告物条例(昭和五十年埼玉県条例第四十二号)の項の次に次のように加える。

埼玉県青少年健全育成条例(昭和五十八年埼玉県条例第十七条の六) 例第二十八号

別表第一の一埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例(平成十四年埼玉県条例第六十四号)の項の次に次のように加える。

公衆浴場法施行条例(平成二十年埼玉県条例第十九号) 別表第一第三十三号

別表第一の二食品衛生法施行条例(平成十二年埼玉県条例第二十二号)の項の前に次のように加える。

旅館業法施行条例 第五条第三号ハ

別表第一の二食品衛生法施行条例(平成十二年埼玉県条例第二十二号)の項の次に次のように加える。

公衆浴場法施行条例 別表第一第十八号

別表第二の一埼玉県税条例の項の次に次のように加える。

旅館業法施行条例 第五条第三号ヲ

別表第二の一埼玉県屋外広告物条例の項の次に次のように加える。

埼玉県青少年健全育成条例 第十七条の六

別表第二の一に次のように加える。

公衆浴場法施行条例 別表第一第三十三号

附則

この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十三日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十号

埼玉県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県災害救助法施行細則(昭和三十五年埼玉県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

総理府 総理府
厚生省 厚生省

第三条第一項中 昭和二十二年内務省令第一号 を 昭和二十二年内務省令第一

大蔵省 大蔵省
運輸省 運輸省

号に改める。

第五条中「当該吏員」を「当該職員」に、「引換し」を「引換し」に、「立ち合わせ」を「立ち合わせ」に改める。

第九条第二号中「警察官」を「警察署長」に、「官公吏」を「官公署の長」に改める。

第十二条中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

様式第五号中「事務(技術)吏員」を「職員」に、「または」を「又は」に、「立会人」を「立会人」に改める。

様式第七号兼表中「当該吏員」を「当該職員」に、「傷い」を「負傷」に、「警察官吏」を「警察署長」に、「その市町村長」を「市町村長」に改める。

様式第十一号中「または」を「又は」に、「当該吏員」を「当該職員」に、「とり」を「取り」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月13日

埼玉県公安委員長 高 梨 邦 彦

埼玉県公安委員会規則第1号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則(昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 情報セキュリティ対策室に関すること。

第16条中「次の5課」の次に「及び1隊」を加え、「生活環境第二課」を

「生活環境第一課

に改める。

子ども女性安全対策隊」

第20条の次に次の1条を加える。

(子ども女性安全対策隊)

第20条の2 子ども女性安全対策隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 子ども(18歳以下の者をいう。以下同じ。)及び女性を対象とする性犯罪等の犯罪(以下「子ども・女性対象犯罪」という。)の予防及び取締りに関すること。
- (2) 子ども・女性対象犯罪に係る情報の収集、分析及び資料の整備に関すること。

と。

第37条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り上げる。

第50条及び第56条の2を削り、第54条を第56条とし、第55条を第56条の2とし、第53条の4の次に次の3条を加える。

(情報セキュリティ対策室)

第54条 情報管理課に、情報セキュリティ対策室を附置する。

- 2 情報セキュリティ対策室においては、情報通信技術に係る情報セキュリティ対策及び指導に関する事務をつかさどる。

(照会センター)

第54条の2 情報管理課に、照会センターを附置する。

- 2 照会センターにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 照会に関すること。
- (2) 照会資料に関すること。

(留置センター)

第55条 留置管理課に、留置センターを附置する。

- 2 留置センターにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 被留置者の委託及び受託に係る統裁に関すること。
- (2) 警察本部浦和西留置施設及び警察本部藤留置施設の管理運営に関すること。
- (3) 留置センターの2号を加える。
- (5) 交通統計に関すること。
- (6) 交通事故原因の分析に関すること。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十三日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会規則七―八八八

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
管理職手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―二)の一部を次のように改正する。

別表第一備考を削る。

附則

この規則は、平成二十一年三月十九日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十三日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会規則六―七一

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則
職員の任用に関する規則(埼玉県人事委員会規則六―一一)の一部を次のように改正する。
別表第三民間企業等職務経験者職員採用試験の項中「二十八歳以上三十五歳未満」を「五十九歳未満」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第三百六十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定

非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生

活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比

企地域振興センター東松山事務所におい

て備え置く方法並びにインターネットを

利用する方法(埼玉県NPO情報ステー

ション(<http://www.saitamaken-ngo.net>

シ)により縦覧に供する。

平成二十一年三月十三日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年二月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名

称

特定非営利活動法人 ゆうゆう福祉

会

三 代表者の氏名

折田わか子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡滑川町大字福田一九三

六番地

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者及び病弱者に対して、在宅福祉サービスに関する事業を行い、地域の福祉を補完し、誰もが健やかに安心して暮らせる地域社会をつくることを目的とする。

埼玉県告示第三百六十八号

飯能市における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年三月十三日

埼玉県知事 上田 清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
飯能市	平成十九年度 平成二十年度	地籍図 三十三枚 地籍簿 一冊	前ヶ貫第二①地区 (大字前ヶ貫の一部・大字矢嵐の一部)	平成二十一年 三月六日

埼玉県告示第三百六十九号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年三月十三日

埼玉県長 田 田 繁 臣

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び予定数量
自動車税データエントリー業務委託 311,000件
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
平成21年4月1日(水)から平成22年3月31日(水)まで
- (4) 履行場所
埼玉県総務部税務課
- (5) 入札方法
入札金額は、1件当たりの単価を記載すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級又はB等級に格付けされ、所在地区分が「県内」又は「準県内(本社が県外であっても県内に営業所等があり、その営業所等を名簿上で届け出ているもの)」の者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づき指名停止期間中でない者であること。
- (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づき指名除外措置を受けていない者であること。
- (5) 1日当たり5,500件を処理する能力を有すること(詳細は、入札説明書及び

仕様書による。)

(6) ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部税務課税務総合オンライン担当 野口 茂 電話048-830-2662(直通)
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。
- (3) 入札説明会の場所及び日時
埼玉県庁衛生会館202会議室 平成21年3月23日(月)午後1時20分
- (4) 入札・開札の場所及び日時
埼玉県庁衛生会館303会議室 平成21年3月30日(月)午前11時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に311,000件を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に311,000件を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成21年3月24日(火)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書
- (4) 契約書作成の要否
- (5) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 特記事項
平成21年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき、又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。
- (7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県入札センター

次のような一筆競争入札を行います。

平成二十一年三月十三日

埼玉県長 田 畑 匡

- 1 調達内容
 - (1) 購入等件名及び予定数量
自動車取得税等データベース業務委託 1,080,000件
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間
平成21年4月1日(水)から平成22年3月31日(水)まで
 - (4) 履行場所
ア 埼玉県総務部税務課
イ 埼玉県自動車税事務所
ウ 埼玉県自動車税事務所熊谷支所
エ 埼玉県自動車税事務所沢支所
オ 埼玉県自動車税事務所春日部支所
 - (5) 入札方法

入札金額は、1件当たりの単価を記載すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされ、所在地区分が「県内」又は「県内(本県が県外であっても県内に営業所等があり、その営業所等を名簿上で届け出ているもの)」の者であること。

- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

- (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

- (5) 1日当たり17,000件を処理する能力を有すること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

- (6) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部税務課税務総合オンライン担当 野口 茂 電話048-830-2662(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札説明会の場所及び日時
埼玉県庁衛生会館202会議室 平成21年3月23日(月)午後1時40分

- (4) 入札・開札の場所及び日時
埼玉県庁衛生会館303会議室 平成21年3月30日(月)午前11時30分

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に1,080,000円を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に1,080,000円を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成21年3月24日(火)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 特記事項

平成21年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき、又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があつたときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県告示第三百七十一号

埼玉県環境影響評価条例(平成六年埼玉県条例第六十一号)第三十条の六第一項の規定による知事の意見の内容について、同条例第三十条の六第三項の規定により公告する。

平成二十一年三月十三日

埼玉県知事 上田 清司

一 事後調査書の名称

彩の国資源循環工場整備事業に係る事後調査書

二 事業者(埼玉県)に対する意見の内容

次の事項を助案して、引き続き環境の保全に努めること。

イ トウキョウサンショウウオの移植について

移植の最終的な成功は、整備池に移植した卵塊から孵化した幼生が成体になり戻ってきて産卵をすることである。

これには数年を要するため、今後は、整備池の水涸れやサギ類などによる幼生の捕食の防止措置を講じるなど、トウキョウサンショウウオの生息環境の一層の向上に努め、状況

を見守ること。

ロ ノハナショウブの移植について
現状では、移植したノハナショウブは結実しており種子も健全であるが、今後の再生産の成否についても注目すること。

ハ シュンランの移植について

事後調査書には移植したシュンランの結実状況に関する記載がない。移植した個体が生育するだけでなく、そこで再生産が行われて初めて移植が成功したといえるため、結実状況についても注目すること。

埼玉県告示第三百七十二号

坂戸市から坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生推進室において縦覧に供する。

平成二十一年三月十三日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第三百七十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年三月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

モラージュ菖蒲

南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲字伊勢浦三千五百六十四番地他

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社ヨークマート 他 百九十二店舗

(変更後)

株式会社ヨークマート 他 百七十七店舗

ハ 変更年月日

平成二十一年二月二十三日

ニ 届出年月日

平成二十一年二月二十五日

二 縦覧期間

平成二十一年三月十三日から平成二十一年七月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年三月十三日から平成二十一年七月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第三百七十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年三月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドイト戸田店

戸田市大字新曾字稲荷千二百一番地 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

有限会社本村商事 代表取締役 荘 うめ子

戸田市大字新曾千三十七番地の一

(変更後)

有限会社本村商事 代表取締役 荘 茶千子

戸田市大字新曾千三十七番地の一

ハ 変更年月日

平成十七年三月一日

ニ 届出年月日

平成二十一年二月二十七日

二 縦覧期間

平成二十一年三月十三日から平成二十一年七月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べるることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年三月十三日から平成二十一年七月十三日まで
意見書提出先
埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第三百七十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年三月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドイト戸田店

戸田市大字新曾字稲荷千二百一番地 外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 図面省略 収容台数 一一五台

(変更後) 位置 図面省略 収容台数 一一五台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 位置 図面省略 合計 六箇所

(変更後) 位置 図面省略 合計 四箇所

ハ 変更年月日

平成二十一年十月二十八日

ニ 届出年月日

平成二十一年二月二十七日

三 縦覧期間

平成二十一年三月十三日から平成二十一年七月十三日まで

四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南部地域振興センター

意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年三月十三日から平成二十一年七月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第三百七十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年三月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

サリアビル

久喜市中央一丁目一番二十号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 一万五百平方メートル

(変更後) 九千三百九十二平方メートル

ハ 変更年月日

平成二十一年十一月四日

ニ 届出年月日

平成二十一年三月三日

三 縦覧期間

平成二十一年三月十三日から平成二十一年七月十三日まで

四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター
埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。
イ 意見書提出期間
平成二十一年三月十三日から平成二十一年七月十三日まで
ロ 意見書提出先
埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第三百七十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。
平成二十一年三月十三日
埼玉県知事 上田清司

伝染病及び家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数及び群数	発生場所又は区域	発生年月日	処置
ヨーネ病牛	患畜	一頭	熊谷市	平成二十一年三月五日	法令殺

埼玉県告示第三百七十八号

測量計画機関の長である越谷市長板川文夫から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年三月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関
越谷市

二 作業種類

公共測量(一級基準点ナンバー十四復旧)

三 作業地域
越谷市大字砂原地内

四 作業期間
平成二十一年三月九日から平成二十一年四月二十七日まで

埼玉県告示第三百七十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。
平成二十一年三月十三日
埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇七―一五―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域
所沢市東狭山ヶ丘四丁目二六九〇番一外六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一〇四二・〇立方メートル

浸透効果量 〇・一四四立方メートル毎秒

埼玉県告示第三百八十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合する

と認められたので、告示する。

平成二十一年三月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇七―五七―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域
川越市大字増形字欠下一二九五―一外一四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一二二二・三立方メートル

埼玉県告示第三百八十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。
平成二十一年三月十三日
埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇七―五八―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域
入間市宮寺字東宮寺新田三〇九三―一他三七筆、市道D三、D六、D九号線及びD四号線他八路線の一部

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七七九〇・八立方メートル

浸透効果量 〇・七四五立方メートル毎秒

埼玉県告示第三百八十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十一年三月十三日

埼玉県知事 上田 清司

一 組合の名称

鷺宮町西大輪特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和五十八年二月四日から平成二十二年三月三十一日まで

三 施行地区

鷺宮町大字西大輪字水口、字原、字杉内、字下出、字宿、字外野前、字川原、字古川の各一部

鷺宮町大字東大輪字新道、字明德、

字中島、字浅間下の各一部

鷺宮町大字外野字中島、字前、字深

田の各一部

四 事務所の所在地

北葛飾郡鷺宮町桜田一丁目四番四

五 設立認可の年月日

昭和五十八年二月四日

六 変更認可の年月日

平成二十一年三月十三日

埼玉県告示第三百八十三号

吉川市長から越谷都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第二十一条第二項において準用する

同法第二十条第二項の規定により、当該

図書の写しを埼玉県都市整備部下水道課

において縦覧に供する。

平成二十一年三月十三日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第三百八十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年三月十三日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

平成二十年十一月二十五日

指令杉整第二〇〇一〇一〇号

検査済証番号

平成二十一年三月六日第九十号

北葛飾郡杉戸町大字杉戸字与左エ門

前二二六六一二、二二六六一三、二二

六六一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町大字杉戸二二六六一

二

細井 勝保

埼玉県告示第三百八十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年三月十三日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

平成二十年十月十四日

指令東整第二〇〇〇六五〇号

二 検査済証番号

平成二十一年三月六日第九十一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字大塚字久保田八二

六一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町大字大塚八〇六

飯野 和男

埼玉県告示第三百八十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年三月十三日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

平成二十年三月五日

指令東整第一九〇一六二〇号

二 検査済証番号

平成二十一年三月十日第九十二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字下細谷字中大下六

二一〇一、六二二、六四八一一、六四九、六五〇、六五一一一、六五三一一 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 比企郡吉見町大字下細谷六六〇番地 今西 芳人

埼玉県春日部県税事務所長告示第一号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十一年三月十三日

埼玉県春日部県税事務所長

平山 利春

氏名又は名称	有限会社 中野石油店
代表者の氏名	中野 節子
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県越谷市蒲生西町一丁目四番二七号
指定取消年月日	平成二十一年一月三十一日

埼玉県北本県土整備事務所長告示第三号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十一年三月十三日から三十日間埼玉県土整備部道路環

境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。
 平成二十一年三月十三日
 埼玉県北本県土整備事務所長 榎本 恵 樹

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
鴻巣羽生線	鴻巣市安養寺字西浦二四六番地先から同市屈巢字明金五二七七番一地先まで	平成二十一年三月十三日	延長 四六七・〇〇メートル
	鴻巣市屈巢字九反地一五三七番地先から同市屈巢字九反地一五二三番地先まで	平成二十一年三月十三日	延長 一〇六・六〇メートル

埼玉県北本県土整備事務所長告示第五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十一年三月十三日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎本 恵 樹

指定番号	指定年月日	指定した道路の位置	道路の幅員 (単位メートル)	道路の延長 (単位メートル)	申請者の住所及び氏名又は名称
第四号	平成二十一年三月五日	北足立郡伊奈町大字小針内宿字戸崎前百十二一、一二、一三、百二十一、一四、百二十三の各一部	四・二〇	三四・九五	北足立郡伊奈町大字小針内宿百二十三 森田佐登江

埼玉県川越県土整備事務所長告示第五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

その関係図面は、平成二十一年三月十三日から三十日間埼玉県土整備部道路環

境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十三日
 埼玉県川越県土整備事務所長 大石 正 孝

新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)	備考
	川越市大字福田字川間一三番一地先から同市大字福田字川間一三番七地先まで	区間	二四・七五 二四・九八	二四・七五 二四・九八	四二・六二	道路改築工事

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 大石 正孝

新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)	備考
	川越市大字寺山字東田七三八番一地先から同市大字寺山字宮田四四一番一地先まで	区間	二五・〇〇 二七・〇九 三八・九〇	二五・〇〇 二七・〇九 三八・九〇	三九・二二	道路改築工事

埼玉県川越県土整備事務所長告示第七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 大石 正孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越北環状線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	川越市大字寺山字宮田三八五番一地先から同市大字寺山字宮田三六八番一地先まで		二五・〇〇 二五・〇〇	五七・四四	道路改築工事
旧			四一・四〇		

埼玉県川越県土整備事務所長告示第八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 大石 正孝

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	川越市大字寺山字東田一八八番一地先から同市今成二丁目三〇番三地先まで		三二・〇五 三二・〇五	三三・六二	道路改築工事
旧			三八・五五		

埼玉県川越県土整備事務所長告示第九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 大石 正孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越上尾線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	川越市元町一丁目一番七地先から同市元町一丁目一番一七地先まで		八・六〇 八・六〇	五・二二	道路法第二十四条に基づく承認工事
旧			八・六〇 九・四六		

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月十三日から三十日間埼玉県土整備部道路課境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 大石 正孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鯨井狭山線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	狭山市柏原字御所ノ内二四八三番六地先から同市柏原字北本宿一一五三番一地先まで		八・八〇 一六・九〇	一五六・三〇	歩道整備工事
旧			七・〇〇 一六・九〇		

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月十三日から三十日間埼玉県土整備部道路課

境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 大石 正孝

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
鯨井狭山線	狭山市柏原字御所ノ内二四八三番六地先から同市柏原字北本宿一一五三番一地先まで	平成二十一年三月十三日	延長一五六・三〇メートル

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十一年三月十三日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 建築協定認可申請者の代表者の住所及び氏名

坂戸市東坂戸二丁目五十一番十七号
 内 山 隆 志

二 建築協定区域

坂戸市東坂戸二丁目二百四十九番八から二十八

で、公告する。

平成二十一年三月十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成二十年十二月二十七日

第二〇〇一〇〇〇号

二 検査済証番号

平成二十一年三月五日

第二〇〇一三三三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字都三六一八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東松山市松山町二一八―二一
 岡本 一義

で、公告する。

平成二十一年三月十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成二十年十月二十一日

第二〇〇〇七七〇号

二 検査済証番号

平成二十一年三月五日

第二〇〇一三三三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字出丸中郷字高木一
 五一五―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡川島町大字出丸中郷一五二六
 一二
 出丸四区集会所建設委員会 委員長
 嶋田 一郎

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年三月十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成二十年十一月二十一日

第二〇〇〇六八〇号

二 検査済証番号

平成二十一年三月九日

第二〇〇一三四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字角泉字亀尾三九九
 一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡川島町大字角泉三九八―一
 猪鼻 久美子

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したの

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したの

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
 境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十三日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 百四十号

三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	秩父市黒谷字堤田三二三番一地先から同市黒谷字覗キ五〇八番二地先まで		一〇・三五 一三・〇〇 一三・〇〇	三三五・〇〇	交通安全施設整備工事による拡幅
旧			二八・三〇		

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路課境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十三日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 秩父上名栗線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	秩父市浦山字小沢一四七八番地先から同市浦山字小沢一四九七番一地先まで		一四・九〇 一四・九〇 三四・六〇	三五・二〇	
旧			一四・九〇 三五・五〇		

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年三月十三日

埼玉県行田県土整備事務所長

南沢 郁一郎

一 許可番号

平成二十一年三月五日

指令行整第二〇〇〇三四二号

二 検査済証番号

平成二十一年三月五日第三十八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字北大桑字宮下

六六五―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県加須市大字南大桑三七五〇番地一

杉山運送 株式会社

代表取締役 杉山 孝義

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十一年三月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
 境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 一 平成二十一年三月十三日
- 二 埼玉県越谷県土整備事務所長 小倉 一夫
- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 春日部久喜線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新A	春日部市梅田二丁目四六番五地先から同市粕壁字浜川戸六〇二九番一地先まで		一〇・一二 一六・九〇	九二・〇〇	地方特定道路(改築)整備工事 新Bは橋梁架換えのための仮道設置である。
新B			一〇・〇〇 一二・五〇	九七・〇〇	

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
 平成二十一年三月十三日
 埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一

北葛飾郡杉戸町大字杉戸字舎人六四九一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 北葛飾郡杉戸町高野台南二丁目四番地一 ウィンパレス鈴木II番館二〇七
 渡邊 和則

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
 埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 教職員の人事について
 ロ その他

埼玉県教委告示第六号

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十五条の規定による技能教育のための施設として、平成二十一年三月十三日付けで次のとおり指定した。
 平成二十一年三月十三日
 埼玉県教育委員会委員長 石川 正夫

一 技能教育のための施設の名称

- 一 渋谷高等学院大宮校(埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目二〇九番地グラウン デイ桜木ビル二階)
- 二 あずさ第一高等学校との連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

一 許可番号

平成二十一年一月七日
 指令杉整第二〇〇一四五〇号

二 検査済証番号

平成二十一年三月五日
 杉整第一七四〇一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
商品と流通	商品と流通
情報処理	情報処理

埼玉県教委告示第七号

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十五条第一項による届出があったので、公示する。

平成二十一年三月十三日

埼玉県教育委員会委員長

石川 正夫

一 廃止する技能教育のための施設の名称

株式会社社会教育事業団武蔵国際総合学園東京校(埼玉県入間市下藤沢一〇六一一)

二 廃止年月日

平成二十一年三月三十一日

埼玉県公安委員会告示第69号

埼玉県選管告示第二十一号

平成二十年十一月九日執行の埼玉県議会議員補欠選挙(東第八区)につき、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条第一項の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、同法第百九十二条第一項及び第二項公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成20年11月9日執行 埼玉県議会議員補欠選挙(東第八区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額(法定選挙運動費用額)

8,475,700円

3 報告書の要旨

埼玉県公安委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成17年埼玉県公安委員会規則第2号)第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり当該手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を告示する。

平成21年3月13日

埼玉県公安委員会委員長 高梨 邦彦

名称	条項
埼玉県道路交通法施行細則(昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号)	第6条

埼玉県公安委員会告示第70号

平成14年埼玉県公安委員会告示第321号(自動車及び原動機付自転車の運転免許に係る申請書、変更届及び申込書の提出日時及び場所に関する公安委員会告示)の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月13日

埼玉県公安委員会委員長 高梨 邦彦

別表中「各警察署」を「各警察署(鴻巣警察署を除く。)」に改める。

の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年三月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

候補者氏名	渡田智秀	所属党派	民主党	民主	党	9月24日から 11月22日まで 第1回分 期間
出納責任者氏名	栗原茂					

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出	金額
民主党埼玉県総支部連合会	社員	500,000円	選挙事務所費	880,000円
渡田宏	会社主	1,090,000円	集会会場費	460,000円
杉山千代子	主婦	90,000円	通信費	0円
中村和子	主婦	90,000円	交通費	0円
斉藤耕造	無職	90,000円	印刷費	1,210,431円
小宮秀介	無職	90,000円	広告費	554,431円
			文具費	124,989円
			食糧費	79,880円
			泊費	0円
			雑費	8,379円

その他の寄附	2件	20,000円		
その他の収入		394,614円		
今回計		2,364,614円	今回計	3,318,110円
総計		2,364,614円	総計	3,318,110円

項目	金額
支出のうち公費負担相当額	
ポスターの作成	953,496円
計	953,496円

山崎 よし江	主婦	76,500円	
山本 百合子		76,500円	
その他の寄附		1件 9,500円	
その他の収入		1,156,123円	
今回計		3,210,123円	今回計
今計		3,210,123円	今計
総計		3,210,123円	総計

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	697,000円
	計	697,000円

報告書受理年月日	平成20年11月25日	第1回分
----------	-------------	------

候補者氏名	並木敏恵	所属党派	日本共産党	期間
出納責任者氏名	村松君子			9月25日から 12月27日まで 第1回分

収入		支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)		人件費	
	(職業)	家屋費	
	(寄附額)	選挙事務所費	
遠藤 隆	自営業	集合会場費	
50,000円			
鈴木 健治	無職	通信費	
110,000円		148,428円	
村松 辰悦	無職	交通費	
110,000円		0円	
小田 史	無職	印刷費	
110,000円		538,541円	
中田 登	無職	広告費	
110,000円		45,000円	
多田 徹	無職	文具費	
110,000円		16,318円	
原 美智子	無職	食糧費	
155,000円		54,991円	
大福 啓	無職	泊費	
20,000円		0円	
野原 啓	無職	雑費	
20,000円		23,537円	
		1,095,000円	

その他の寄附	9件	75,000円							
その他の収入		58,914円							
今 回 計		153,914円							
総 計		153,914円							
文 具 費									3,045円
食 糧 費									20,200円
休 泊 費									0円
雑 費									6,874円
今 回 計									1,069,790円
総 計									1,069,790円

支出のうち公費負担相当額	項	目	金 額
	ポ	スターの作成	915,876円
	計		915,876円
報 告 書 受 理 年 月 日	平 成 20 年 11 月 25 日	第 1 回 分	

埼玉県選管告示第二十二号

平成二十一年三月二日現在の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八十条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十一年三月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数の(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

選挙区

南第一区

六四、一七八人

南第二区	一三三、六〇九人
南第三区	二二、五四三人
南第四区	三六、一九一人
南第五区	二九、三六二人
南第六区	四一、三八九人
南第七区	二五、三〇六人
南第八区	二四、七二〇人
南第九区	三八、九四四人
南第十区	四五、五三七人
南第十一区	二八、七九一人
南第十二区	三〇、三九七人
南第十三区	六〇、五二三人
南第十四区	三一、二五五人
南第十五区	一九、一七〇人
南第十六区	三〇、一七一人
南第十七区	一八、八七一人
南第十八区	四二、一六五人
南第十九区	一九、二三五人
南第二十区	三〇、九一人
南第二十一区	一六、五〇二人
南第二十二区	三三、七九六人
南第二十三区	二〇、四四六人
西第一区	九二、四九四人
西第二区	四〇、二八九人
西第三区	二二、六九八人
西第四区	四三、二八〇人
西第五区	一五、三四四人
西第六区	二八、三八九人
西第七区	二二、九二一人
西第八区	九〇、六九四人
西第九区	一五、四四九人
西第十区	一三、七八二人

西第十一区	二七、〇一五人
西第十二区	一八、七三八人
西第十三区	一一、一一〇人
西第十四区	二四、一〇八人
西第十五区	二七、四三二人
北第一区	一八、九〇九人
北第二区	一二、八一八人
北第三区	一五、三一八人
北第四区	二一、五七四人
北第五区	四九、二二五人
北第六区	五五、三五六人
東第一区	二三、八五一人
東第二区	一五、三六〇人
東第三区	一八、四六九人
東第四区	一五、三四四人
東第五区	一九、五四〇人
東第六区	一七、六九六人
東第七区	二八、六二二人
東第八区	五五、〇三四人
東第九区	八六、一三一人
東第十区	二一、二八六人
東第十一区	三五、〇五七人
東第十二区	一七、一八七人
東第十三区	一五、〇七三人
東第十四区	三一、四五七人
東第十五区	一六、九〇八人

埼玉県収用委員会告示第二号

平成二十一年三月四日、土地収用法第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続開始の決定をしたので公

告する。

平成二十一年三月十三日

埼玉県収用委員会会長

佐世 芳

一 事件番号

埼玉県収用委員会平成二十年第六号

二 起業者の名称及び住所

国土交通大臣 金子一義
東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長 井上啓一

東京都千代田区霞が関三丁目三番二号

三 事業の種類

一般国道四六八号新設工事「有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事」(埼玉県久喜市大字除堀字一毛地内から同市大字北青柳字深町地内までの間)並びにこれに伴う県道、市道及び町道付替工事

四 裁決手続開始の決定をした土地の所在、地番、地目及び面積

土地の所在 埼玉県南埼玉郡白岡町大字野牛字南谷

地番 四一番七
地目 登記簿 田

現況 雑種地
面積 登記簿 四・八八平方メートル

実測 二・九七平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 一・三六平方メートル
五 土地所有者の氏名及び住所
氏名 登記名義人 中村きん
ただし、同人は平成四年九月三十日に死亡

法定相続人
氏名 小森典子(持分八分の二)
住所 埼玉県久喜市大字上早見二二九番地

氏名 萩原幸子(持分八分の一)
住所 埼玉県東松山市大字大谷四七三〇番地 むさしの青年寮

氏名 中村啓一(持分二四分の一)
住所 埼玉県南埼玉郡白岡町大字野牛九八八番地一

氏名 中村 功(持分二四分の一)
住所 三重県四日市市松寺二丁目一〇番四号

氏名 中村 渉(持分二四分の一)
住所 埼玉県南埼玉郡白岡町大字野牛九八八番地一

氏名 細井みづ(持分八分の一)
住所 埼玉県蓮田市大字馬込一四一六番地

氏名 清水好枝(持分八分の二)
住所 埼玉県さいたま市北区吉野町一丁目四〇番地三

氏名 飯高久子(持分八分の一)
住所 埼玉県南埼玉郡白岡町大字小久喜七八九番地一五

氏名 中村勝利(持分八分の一)
住所 静岡県富士市今泉三四四七番地の一九

氏名 片桐八重子(持分八分の二)
住所 埼玉県南埼玉郡白岡町大字小久喜一四三一番地二

ただし、持分については法定相続割合である。

六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二二―(代表)
印刷所	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六―二二九―(代表)